

第 5 次男女共同参画計画策定のための体制図

庁外組織

第 1 8 期男女共同参画推進委員会 1 4 名

庁内組織が作成した素案等の協議、検討

庁内組織

男女共同参画庁内連絡
協議会

⇒ 構成員は新計画に関係する部署の課長等
会長は市民生活部長、副会長は会長が指名した者

男女共同参画計画策定
研究部会

⇒ 必要に応じて設置
関係する部署の職員

必要に応じて、研究部会において計画の体系案・素案の検討・協議を行い、素案等を連絡協議会に報告する。